

# 就労管理システム（仮称）

## の構築に関する要望

## 就労管理システム（仮称）の構築に関する要望

建設産業は単品現地生産であり、建設工事現場には複数の専門工事業者が関与し、技能労働者も異なる工事現場の移動を繰り返すことから、かねてより入退場管理をはじめとする技能労働者の就労履歴や、資格・免許、さらには建設業法に基づく各種申請業務等を一元管理できる現場共通の就労管理システム（仮称）の構築が求められている。

このようなシステムを構築することにより、技能労働者の就労履歴、技能情報などを共有し、技能労働者の処遇改善を図ることが期待されることから、これまでに国土交通省や総務省において、就労履歴管理の共通化に向け、いくつかの事業が実施され、一定の効果が確認されているものの、建設業界共通のプラットフォームの構築には様々な課題が山積している。

一方、社会保険未加入問題の対策については、国土交通省をはじめとする行政、元請、専門工事業者等の関係者が一体となって推進し、平成二十九年度には企業単位では加入義務のある

許可業者の加入率一〇〇%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指すこととされている。

日建連としても元請企業としての責務を果たすべく取り組んでいるところであるが、直接雇用関係にない技能労働者の社会保険加入を担保し、元請企業による社会保険の確認業務の実効性確保を図るためには、社会保険の加入情報が登録された共通のシステム構築が不可欠である。

今般、国土交通省では、技能労働者の技能の「見える化」として、建設業界共通のシステムの構築に向けた検討が行われ、システム構築に当たったの論点や課題の整理が進んでいるが、肝心のシステム構築の主体や構築に係る費用負担が決まらない状況にある。

こうした状況を踏まえ、技能労働者の処遇改善を図る上での決め手となる就労管理システムの構築に向けて、下記のとおり要望する。

## 記

一 建設業に従事する全ての技能労働者がシステム登録されることになれば、その人数は膨大なものとなるとともに、直接生産を担う技能労働者の確保・育成は、建設業界共通の重要課題で建設産業政策の根幹をなすものであることから、国土交通省の管理の下で一本化されたシステムの構築を目指すことが必要であり、国土交通省においては平成二十六年度概算要求に所要のシステム構築に係る経費を盛り込むこと。

二 システム構築に当たっては、将来的には政府が検討している共通番号（マイナンバー）制度との連携を視野に入れつつも、遅くとも社会保険未加入対策の目標年度である平成二十九年には運用開始することを目標とし、運用までのスケジュールを早期に示した上で予算化を図ること。

以上

平成二十五年四月二十六日

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 中村 満 義